

政令第三百八十九号

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令の一部を改正する政令
内閣は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行に伴い、及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令

本則中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

附 則

この政令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

理由

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備をする必要があるからである。